

電子保証を行う場合の契約手続きについて

建設工事及び建設コンサルタント業務における契約保証及び前払金保証について、令和4年9月1日以降の契約から、電子化された保証証書の提出を可能としましたのでお知らせいたします。（引き続き、紙での提出も可能です。）

なお、電子保証を行う場合は、以下の手順により手続きくださるようお願いいたします。

- 1 保証契約について（フロー図の1～2）
保証事業会社との間で、電子保証により保証契約を締結してください。
なお、手続きの方法については、保証事業会社にお問合せください。
- 2 認証キーの提出（フロー図の5）
保証契約を締結すると、保証事業会社から認証キーが通知されます。
発注者に、契約書案を提出する際、認証キーが記載された書面を、あわせて提出してください。

※発注者は、認証キーを使って保証契約の内容を確認します。（フロー図の6）

